

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年2月24日

奈良県監査委員 芝 池 多津子

同 井 上 圭 吾

同 中 川 崇

同 伊 藤 將 也

令和 6 監査年度 第 2 回分

ア 本庁

部・局名	所属名	実施日	監査結果	措置の内容
文化・教育・くらし創造部	文化振興課 (なら歴史芸術文化村に対する書面監査)	令和 7 年 1 月 22 日	重要物品に係る備品管理簿の未登記及び財産調書の記載漏れについて 備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならないとされているが、令和 4 年度に購入した重要物品 1 件について登記していない事例が認められた。また、上記の 1 件について、奈良県会計規則第 42 条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に記載していなかった。 今後は奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。(指摘事項)	今後は、奈良県会計規則等に基づき財産調書及び備品管理簿の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、備品等の設置、廃棄の時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理と再発防止に努める。
	教育振興課 (公立大学法人奈良県立大学に対する実地監査)	令和 7 年 1 月 20 日	物品の不適切な管理について 平成 13 年度に県が寄贈を受けた植物標本 10,739 点について、奈良県立大学で保管・管理されていたが、平成 27 年の県立大学法人化に伴う財産の移管対象とされなかったのに、備品として県(教育振興課)に保管転換せず、法人化後の保管・管理について明確にされないまま県立大学に保管し令和 5 年度に廃棄された事例が認められた。 今後は、再発防止に取り組むとともに、物品の適切な保管・管理を行うべきである。(指摘事項)	物品の取得等をしたときは、奈良県会計規則第 57 条に定める調書を作成するとともに、同第 78 条に定める備品管理簿を備え、物品を適切に保管するとともに、「担当者の明確化」「所属としての物品管理の徹底」により担当者の事務引き継ぎの適正化を図り、再発防止に取り組む。
産業・観光・雇用振興部	雇用政策課 (高等技術専門校に対する書面監査)	令和 7 年 1 月 22 日	委託契約に係る事務の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、支出負担行為を行うこととされている時期は契約を締結するときとされているが、令和 5 年度の高専技術専門校における委託契約について、予算計上課である雇用政策課が契約相手方との調整に時間を要したため、契約書案の送付が契約日から 1 か月以上	期日の遵守、契約事務フローの見直し これまで時間を要していた契約相手方との調整については、明確に期限を設定し、その期日の遵守を求めることとした。 加えて、人材・雇用政策課と高等技術専門校との間における調整にも時間を要していた

			<p>経過した日となり、このため、高等技術専門校で支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為が行われていた事例が17件(契約額合計 95,168,360円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記17件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、支出負担行為事務等に影響を生じさせることのないよう契約事務の適正な執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>ことから、適切な時期に契約締結ができるよう、契約事務フロー及び進捗管理の方法の見直しを行った。</p> <p>業務に携わる職員への会計事務研修の実施</p> <p>業務に携わる職員を対象に、会計事務に関する研修を所属内で実施した。</p>
県土マネジメント部	道路建設課 (高田土木事務所に対する実地監査)	令和6年 12月17日	<p>支出事務に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和4年度国道168号無電柱化推進事業の用地買収に係る前払代金について、高田土木事務所から道路建設課を経由して土地開発公社に提出されるべき請求書が、その過程で紛失されたため、道路建設課が原本証明を行った請求書の写しを添付して、土地開発公社が支出していた事例(支出額 11,535,120円)が認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県行政文書管理規程等に基づき、支出事務の適正な執行並びに文書の適正な保管、管理に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組み、不適切な事務処理の再発防止に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>今回の問題点は、以下の2点に整理できる。</p> <p>①請求書が経路の途中で紛失したこと。</p> <p>②原本がないのに原本証明を行ったこと。</p> <p>今後は以下の対応を行い、適正な事務処理に努める。</p> <p>①文書管理台帳を作成し、各土木事務所と道路建設課で、請求書の受け渡し時に受領者の記録(署名または押印)を義務付けること。</p> <p>②監査で指摘された事例を共有し、職員の意識向上を図ること。</p> <p>原本証明を行う際には、必ず総務補佐(不在の場合は総務係長)の確認を得ること。</p>
行政委員会	人事委員会事務局	令和7年 1月22日	<p>報酬の過払いについて</p> <p>令和5年度の報酬について、金額を誤って支出した事例が1件(過払い額 80,668円)認められた。令和5年8月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程に</p>	<p>委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例及び奈良県会計規則に基づいた適正な執行に努めるとともに、委員報酬の適正な計算を行うため、委員報酬支払い時に同条例を添付し、報酬の日割り計算を行うべき委員がいないかを決裁過程で毎回チェックす</p>

			<p>おけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 191,950円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>ることとする。</p> <p>奈良県会計規則及び奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為の作成事務について適正な執行に努めるとともに、物品購入において同様の遅延が起らないよう、会計局作成の契約締結権限等の委任及び支出負担行為等の手続に係る事務処理の整理区分表を活用し、決裁過程でチェックができる体制を取ることとする。</p>
--	--	--	---	--

イ 出先機関

部・局名	所属名	実施日	監査結果	措置の内容
知事 公室	東京事務所	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額46,964円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。
	外国人支援センター	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額23,646円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。
総務部	中南和県税事務所	令和6年 12月23日	<p>支払遅延に対する遅延利息の発生について 令和5年度の公共料金の支払いについて、支払期限日を超過したため支払遅延に対する延滞利息が生じた事例が1件(延滞利息額1,420円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に</p>	奈良県会計規則等に基づき、適正な会計事務の執行に努めるとともに、支払管理表を活用し、複数の職員によるチェック体制を整備することで、再発防止に努める。

			<p>基づき、適時、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	
	自動車税事務所	令和7年 1月9日	<p>郵便切手の過大な保有について 令和5年度末の郵便切手の保有残高が当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その額が5万円を超えて多額（保有残高 98,356円）となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>委託契約における履行確認の不備について 令和5年度の委託契約について、契約書では業務の一部を再委託することは認めないとしていたにも関わらず、履行状況及び履行完了の確認が不十分だったため、所属は再委託等されていることを把握しないまま再委託されていた事例が1件（契約額 60,720円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p>	<p>郵便切手の購入時に残額や保有使用枚数の見込みを的確に把握したうえで、1回あたりの購入額を少なくするなどして、切手の保有枚数を最小限にする。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、再委託等の実態を見極めるため、委託契約の履行状況及び履行完了を丁寧に確認するなど、適正な事務の執行に努めるとともに、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、再発防止に努める。</p>
文化・教育・くらし創造部	橿原文化会館	令和7年 1月22日	<p>歳入科目の誤りについて 令和5年度の文化会館収入について、経費の性質が諸収入であることから予算科目（細節）を文化会館収入で収納すべきであったのに、文化会館使用料及び雑入で収納していた事例が2件（収入済額合計 135,500円）認められた。令和5年9月及び令和6年1月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p>	<p>奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で収納するよう、職員に周知徹底を図るとともに、収入案件ごとの歳入科目一覧を作成し、複数人での確認を強化することにより、再発の防止に努める。</p>

			<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 44,000円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件の一覧を作成し、進捗状況を的確に管理するなど、チェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
美術館	令和7年 1月22日		<p>歳入科目の誤りについて 令和5年度の土地建物貸付料について、経費の性質が財産の貸付であることから予算科目を財産運用収入で収納すべきであったのに、使用料で収納していた事例が1件（収入済額 337,700円）認められた。 今後は奈良県予算規則に従い、適正な予算科目で収納すべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 75,390円）、うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が2件認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>奈良県予算規則に従い、適正な予算科目での収納に努めるとともに、調定決議書起票時に「会計事務の手引き（収入編）」に記載されている歳入科目の定義を確認して歳入科目を的確に判断するなど、実効性のあるチェックを行い、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件ごとの事務手続きの期限を一覧できる Todo リストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

<p>なら歴史芸術文化村</p>	<p>令和7年 1月22日</p>	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約等について、業務完了後又は納品後に支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計 1,255,584円）、うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則に基づき、支出負担行為について遅滞なく実施するよう所属内で共有するとともに、本来行うべき会計処理の手順について、口頭及び「会計事務の手引き」による周知徹底を行った。 今後は同様の事務処理遅延防止を徹底するため、全職員に対し事業執行時期の適正化や未処理案件の有無等について繰り返し注意喚起を行うとともに、複数名の職員で事務の進捗確認を確実に実施するなど、決裁過程におけるチェック体制を整備する。</p>
<p>橿原考古学研究所</p>	<p>令和7年 1月9日</p>	<p>旅費の過払いについて 令和5年度の旅費について、金額を誤って支出した事例が1件（過払い額 111,900円）認められた。令和6年5月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 （注意事項）</p> <p>長期継続契約の不適切な変更契約について 長期継続契約の契約期間について、「奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則の施行について（通知）」で定められている契約期間の限度を超えて、変更契約によりその契約期間を延長していた事例が2件認められた。 今後は、同通知に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、事務処理におけるチェック体制を整備するなど、実効</p>	<p>関係課を含めた複数職員によるチェック体制の強化及び徹底を図るとともに、今後の事務執行にあたっては、職員に対し関係法令や規則等を周知徹底し、個々の職員の理解を深め、適正な事務処理に努める。</p> <p>今後は、「奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則の施行について（通知）」に基づき、契約の締結及び契約書の作成事務等については、手続きが確認できるように起案時に対象通知部分を添付するなど、各段階において実効性のあるチェック体制により適正な事務処理に努める。</p>

		<p>性のある内部統制の整備に取り組みたい。(注意事項)</p> <p>支出科目の誤りについて 令和5年度の車両の借上げ契約について、経費の性質が車両借上げ代金であることから予算科目を使用料及び賃借料で支出すべきであったのに、需用費その他で支出していた事例が1件(契約額 24,310円)認められた。令和5年11月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。(注意事項)</p> <p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について 令和5年度の労働者派遣契約に係る契約保証金について、免除事由を満たさない書類の添付をもって契約保証金を免除し、労働者派遣契約(契約額 168,432,000円)を締結していた事例が1件認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>源泉所得税の納付遅延について 令和4年度の報酬について源泉徴収済みの源泉所得税の税務署への払出を行っていなかったことにより、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件(納付すべき額 171,528円)認められた。また、これに伴い、不納付加算税(8,500円)が発生していた。 今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として</p>	<p>奈良県予算規則等に従い、適正な予算科目での支出を行うよう、職員に周知徹底を図った。今後は、複数人によるチェックを行うなど決裁過程におけるチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p> <p>契約締結の際に、契約保証金を免除する場合には、奈良県契約規則や「会計事務の手引き」等による担当者の事前確認を徹底するとともに、適用条項や添付書類について適正に整理されているかを別の職員が確認する等、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務執行に努める。</p> <p>源泉徴収の事務処理、決裁過程において、処理状況の共有やスケジュール管理の徹底を行うとともに、財務システムでの執行状況確認を複数人で行い、再発防止に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適</p>
--	--	---	--

			<p>支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 814,000 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> <p>委託契約における再委託に係る不適切な事務処理について</p> <p>委託契約における再委託等に係る事務処理については、再委託の承認申請書の提出を受けて、内容を審査の上、適当と認められる場合に限り承認することとされているが、令和5年度において、再委託されていることを所属が把握しないまま再委託されていた事例が1件（契約額 701,800 円）認められた。</p> <p>今後は、会計局通知等に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>	<p>正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県契約規則及び関係通知に基づき、契約締結時において、担当者は、事業者へ業務実施内容のヒアリングを行う際に、再委託の範囲や定めについての確認を徹底するとともに、決裁時においては、チェックシート等により再委託内容の再確認を徹底するなどにより、適正な執行に努める。</p> <p>事務の執行に際しては、関係法令や規則等を確認し、特に指導のあった点について、所属内で情報を共有し、再発防止に努める。</p> <p>また、複数人によるチェックを徹底し、内部統制の整備に取り組む。</p>
万葉文化館	令和7年 1月22日		<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為</p>

		<p>執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が8件(契約額合計 3,134,510円)、うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が3件認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計 1,962,050円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
民俗博物館	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度及び令和5年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件(契約額合計 963,050円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後または納品後に行っていた事例が6件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとする</p>	<p>関係法令及び奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるために、担当者の分散化による早期の作成事務着手の実施、決裁過程におけるチェック体制を強化など、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>きは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（産業廃棄物の運搬処理業務委託契約額 249,700円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。産業廃棄物の運搬処理業務委託については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令の定めにより契約金額の多寡にかかわらず契約書の作成を行わなければならないとされているのに、業務期間中に契約書を作成しないまま業務委託を行っていた。</p> <p>今後は、同法及び同法施行令並びに奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	
野外活動センター	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 37,290円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、備品購入等の際には、必ず、会計局作成の支出負担行為整理区分表及び手引きで、支出負担行為の時期等を確認し、進捗状況を的確に管理したうえで情報共有するなど、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
橿原公苑	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適</p>

			<p>支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 261,250円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
福祉医療部	保健研究センター	令和7年 1月22日	<p>需用費の誤払いについて</p> <p>令和5年度の需用費について、相手方を誤って支出した事例が1件（誤払い額 97,020円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> <p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和5年度のリチウムバッテリーの購入契約について、経費の性質が消耗品であることから予算科目を需用費その他で支出すべきであったのに、需用費医薬材料費で支出していた事例が1件（契約額 21,670円）認められた。令和6年3月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び支出命令書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、相手方等を一覧できるチェックリストを作成し、進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な支出事務処理に努める。</p> <p>奈良県予算規則等に基づき、物品購入伺い、支出負担行為及び支出命令書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、予算科目等を一覧できるチェックリストを作成し、進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な支出事務処理に努める。</p>
医療政策局	薬事研究センター	令和7年 1月22日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件（保険料 17,650円）認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社</p>	<p>公用車に係る自動車損害賠償責任保険料については、業者が立替払をすることの無いよう継続車検前に支出するよう徹底する。</p> <p>今後は同様の案件が起こらないよう複数職員で公用車管</p>

			<p>等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理すべきである。 (指摘事項)</p> <p>請書を徴取していない契約について</p> <p>契約の締結に当たっては、契約書の作成を省略できる場合でも、建設工事の請負契約以外で契約金額が100万円未満50万円以上の契約においては、契約内容について誓約させる意味を有する請書を契約の相手から徴することとされているが、令和5年度の契約金額が100万円未満50万円以上の委託契約において、請書を徴取していなかった事例が1件(契約額550,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>	<p>理を行い、実効性のあるチェック体制を構築し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書、請書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
水循環・森林・景観環境部	フォレスターアカデミー	令和7年1月22日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が6件(保険料合計121,410円)認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理すべきである。 (指摘事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に3か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和5年度において、公用車10台について定期点検整備を実施し</p>	<p>車両の点検時期及び法定検査時期を一覧にて一括管理できるように整備を行った上で、随時事務進捗状況を確認し、検査時期に合わせて事前に自動車損害賠償責任保険料を支払う。</p> <p>車両の点検時期及び法定検査時期を一覧にて一括管理できるように整備を行った上で、検査時期を事前に把握し、定期点検整備を実施する。</p>

			<p>ていなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約等について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件(契約額621,940円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
	<p>景観・環境 総合センター</p>	<p>令和7年 1月22日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の修繕工事契約等について、支出負担行為を事業完了後に行っていた事例が3件(契約額合計925,595円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>観光局</p>	<p>奈良春日野 国際フォーラム</p>	<p>令和7年 1月22日</p>	<p>委託契約における再委託に係る不適切な事務処理について</p> <p>委託契約における再委託に係る事務処理については、再委託の承認申請書の提出を受けて、内容を審査の上、適当と認められる場合に限り承認することとされているが、令和5年度において、所属は再委託の事実を把</p>	<p>委託契約において、委託業者に再委託が生じるかどうか十分に確認し、必要な場合は再委託の申請をさせ、内容を審査し適当と認められるか判断する。今後は、同様の事案が発生することのないよう、複数の職</p>

			<p>握していたのに、承認申請手続きをさせないまま再委託されていた事例が1件（契約額19,800,000円）認められた。</p> <p>今後は、会計局通知等に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>員によるチェックを徹底し、適正な事務の執行に努める。</p>
食と農の振興部	北部農業振興事務所	令和7年1月9日	<p>現年度歳出に係る戻入処理の誤りについて</p> <p>令和4年度の工事請負費について、契約解除に伴い前払金余剰金の返納を受けるに当たり、出納閉鎖期日前であることから、現年度歳出予算に係る戻入処理とすべきであるのに、誤って歳入の雑入として調定し受け入れていた事例が1件（調定額8,734,500円）認められた。令和5年4月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、歳出に係る戻入処理事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づく適正な事務遂行のため、会計知識の更なる修得と、リスク回避のための情報共有を図るなど、職員に周知徹底を行った。</p> <p>今後、不定期な事象が発生した場合は、根拠資料の十分な整理、確認とともに、関係機関との協議や複数の職員でチェックするなど実効性のある内部統制の整備に取り組み、再発を防止する。</p>
	南部農林振興事務所	令和6年12月17日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が2件（保険料合計40,020円）認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理すべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>「公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払について(確認通知)(平成21年4月10日付け管財課長通知)」等に基づき、所内で自動車損害賠償責任保険料の取扱について再認識した上で、複数でのチェックが行えるようスケジュール表を作成し、再発防止に努める。</p>
	なら食と農の魅力創造国際大学校	令和7年1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の広告掲載契約等について、</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を</p>

		<p>支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が8件(契約額合計 1,660,440円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が7件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>請書を徴取していない契約について</p> <p>契約の締結に当たっては、契約書の作成を省略できる場合でも、建設工事の請負契約以外で契約金額が100万円未満50万円以上の契約においては、契約内容について誓約させる意味を有する請書を契約の相手方から徴取することとされているが、令和5年度の契約金額が100万円未満50万円以上の広告掲載契約について、請書を徴取していなかった事例が1件(契約額 660,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p>重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて</p> <p>備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならぬとされているが、令和5年度に処分した重要物品1件について、処分したことを整理していなかった。</p> <p>また、上記の1件について、奈良県会計規則第42条の規定</p>	<p>整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は、都度整理を行うとともに、記載内容が適切なものとなっているか複数職員でチェックを行うことで、適正に財産調書の作成を行う。</p>
--	--	---	--

			<p>に基づいて所属長が作成する財産調書に、誤って記載したまま会計管理者に提出していた。</p> <p>今後は奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。(指摘事項)</p>	
県土マネジメント部	奈良土木事務所	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額等合計1,730,300円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。(注意事項)</p> <p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和5年度の工事請負契約に係る契約保証金について、免除事由を満たしていないのに、契約保証金を免除し、工事請負契約(契約額19,519,500円)を締結していた事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>事前に案件をリストアップし、遅延防止管理シートを基に所内会議等で進捗管理するなど、決裁過程においても実効性のある確認を実施し所属におけるチェック体制の強化を図っているところ、今後も奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p> <p>今後は、職員に対して奈良県契約規則の周知を図るとともに、職員間の情報共有や書類確認を徹底するなど、決裁過程のチェック体制を強化することにより、契約保証事務の適切な事務の執行と再発防止に努める。</p>

			<p>公用車の使用中の事故による損傷について 公用車の使用中の事故による損傷（合計6件、県側損害額合計265,091円、うち県側過失割合100%のもの4件）が認められた。 公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努められたい。 （注意事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について注意事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、調定事務等について、不適正な事務処理が多数認められた。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p>	<p>所内会議において交通標語的な注意喚起を行うとともに、所内通知を行い安全運転を心がけるよう強く指導しているところ、今後も事故防止に向けて職員の安全運転意識の徹底を図るよう努める。</p> <p>今後は、職員が奈良県会計規則及び奈良県契約規則の理解を深め適正な事務処理を行えるよう指導するとともに、複数の職員によるチェック機能強化を徹底することで内部統制の整備に努める。</p>
郡山土木事務所	令和7年1月9日		<p>委託契約における再委託に係る不適切な事務処理について 委託契約における再委託に係る事務処理については、再委託の承認申請書の提出を受けて、内容を審査の上、適当と認められる場合に限り承認することとされているが、令和5年度において、所属は再委託の事実を把握していたのに、承認申請手続きをさせないまま再委託されていた事例が1件（契約額3,737,800円）認められた。 今後は、会計局通知等に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 （注意事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について指摘事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、調</p>	<p>令和4年3月23日付け会局総第184号「委託契約における再委託の取扱いについて（通知）」に基づいて事務を進めるよう所内で周知するとともに、仕様書作成・契約・検査等のタイミングで複数の係で処理漏れがないかチェックを行い、適正な事務執行に努める。</p> <p>不適正な事務処理が発生した原因を所内で洗い出し、関係法令や規則を確認したうえで適正な事務処理方法を改めて</p>

		<p>定事務等について、不適正な事務処理が多数認められた。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>所内で共有した。不適正処理が発生した事務が集中する時期の直前に担当係と総務担当係で適正な事務処理方法の確認をしたり、管理職が出席する所内会議で定期的に適切な事務処理方法を周知したりすることで、再発防止に取り組む。</p>
高田土木事務所	令和6年 12月17日	<p>公有財産の不適切な管理について</p> <p>高田土木事務所の所管する道路供用開始前の取得用地において、電柱等の設置に使用されている部分があるのに、使用者から使用についての申出がなされないまま、使用許可及び使用料の徴収を行っていなかった事例が認められた。</p> <p>また、高田土木事務所の所管する道路用地において、電柱等の設置に使用されている部分があるのに、占有者から占有についての申出がなされないまま、占有許可及び占有料の徴収を行っていなかった事例が認められた。</p> <p>今後は、地方自治法、道路法及び奈良県公有財産規則等に基づき、適切に公有財産の管理を行うべきである。(指摘事項)</p> <p>行政財産使用料の調定事務の遅延について</p> <p>令和5年度行政財産使用料について、奈良県行政財産使用料条例施行規則で定められた納期限(令和5年4月25日)を超過した後(10か月経過)に調定及び納入の通知を行っていた事例が3件(調定額合計13,756円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県行政財産使用料条例等に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>今後は、地方自治法、道路法及び奈良県公有財産規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、複数人で調定の内容を確認する等、所属におけるチェック体制を整備し、適正な公有財産の管理に努める。</p> <p>今後は、準備期間を十分に確保し、決裁過程におけるチェック体制の充実化を図るとともに職員の調定事務における適正な事務処理についての意識改革を徹底することで、条例に基づいた適時適正な事務の執行に務める。</p>

		<p>支出事務に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和4年度国道168号無電柱化推進事業の用地買収に係る前払代金について、道路建設課を経由して土地開発公社に提出されるべき請求書が、その過程で紛失したが、地権者に改めて請求書の提出を求めず、道路建設課が原本証明を行った請求書の写しを添付して、土地開発公社が支出していた事例（支出額11,535,120円）が認められた。</p> <p>また、請求書の原本が発見されなかったことから、カラーコピーによる文書を作成し、土地開発公社に提供した。その後、土地開発公社は、原本証明された請求書を当該カラーコピーによる文書に差し替えていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県行政文書管理規程等に基づき、支出事務の適正な執行並びに文書の適正な保管、管理に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組み、不適切な事務処理の再発防止に努めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（支出負担行為額4,952,640円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p>	<p>今回の不適切な事務執行に関して所内で情報共有し、支出事務の適正な執行及び書類を適正に保管、管理するよう文書管理事務研修を実施し職員に周知徹底を図るとともに、道路建設課作成の「用地・補償 契約・支出関係 提出書類チェックシート」を有効に活用し、確実な文書の受け渡しができるように努めるなど、決裁過程におけるチェック体制を整備し、実効性のある内部統制の整備に取り組み、不適切な事務処理の再発防止に努める。</p> <p>遅延を改善するため、「進捗管理シート」を活用し、支出負担行為について、複数のチェック体制による管理を行い、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
--	--	--	---

		<p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>	<p>全職員が奈良県会計規則及び奈良県契約規則の理解を深め適正な事務処理を行えるよう指導するとともに、複数の職員によるチェック機能強化を徹底することで内部統制の整備に努める。</p>
中和土木事務所	令和6年 12月23日	<p>歳入科目の誤りについて 令和5年度の流水占用料等について、経費の性質が河川の流水占用であることから予算科目を流水占用料で収納すべきであったのに、河川占用料で収納していた事例が1件（収入済額41,430円）認められた。 今後は奈良県予算規則に従い、適正な予算科目で収納されたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（契約額等合計18,426,500円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計17,519,500円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出</p>	<p>今後は、決裁過程において、複数人でのチェック体制を整えるなど、所属におけるチェック体制を強化し、適正な事務の執行に努める。</p> <p>進捗管理シートを作成し各課で確認できる体制を整えることにより、所属におけるチェック体制の強化を図っているところである。引き続き同シートの活用及び事業執行におけるスケジュール管理を関係課で連携して行うことで遅延防止を図り、奈良県会計規則等に基づく、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と内部統制の強化に努める。</p>

		<p>負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p>工事請負費の繰越額の誤り及び戻入に係る不適正な事務処理について</p> <p>地方自治法において、繰越明許費は歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができることとされているが、令和5年度の曾我川河川災害復旧工事の前払金(6,660,000円)について、既に支出済みであったにも関わらず、誤って翌年度への繰越額として報告を行ったことにより、繰越事由がないにも関わらず繰越を行っていた事案が認められた。</p> <p>また、上記前払金について、既に支出済みであるにも関わらず、工事請負業者から返還させることにより、令和5年度の支出を取り消し、繰越額との整合性を図っていた。</p> <p>今後は、工事請負業者に根拠のない負担を強いることがないよう適正な事務の執行に努めるとともに、同法、奈良県会計規則等に基づき、適正な繰越事務の執行に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整</p>	<p>今後は、職員に対して奈良県会計規則、奈良県契約規則等関係法令の周知を図るとともに、職員間の情報共有や書類確認を徹底するなど、決裁過程におけるチェック体制を強化することにより、適正な繰越事務の執行と内部統制の強化に努める。</p> <p>全職員が奈良県会計規則及び奈良県契約規則の理解を深め適正な事務処理を行えるよう指導するとともに、複数の職員によるチェック機能強化を徹底することで内部統制の整備に努める。</p>
--	--	--	---

		備に取り組みたい。 (注意事項)	
吉野土木事務所	令和6年 12月24日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計6,523,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の3件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
五條土木事務所	令和6年 12月17日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（契約額合計11,378,171円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、適正な時期に支出負担行為を行えるよう、係内で事前に十分なスケジュール調整および情報共有を行うとともに、進捗状況の見える化を図るために、進捗管理シートを活用して進捗状況を的確に管理することで、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

			<p>期間が1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計11,116,096円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	
幹線街路整備事務所	令和7年1月22日		<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の業務委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額2,409,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性の</p>	<p>事前に案件をリストアップし、遅延防止管理シートを基に所内会議等で進捗管理するなど、決裁過程においても実効性のある確認を実施し所属におけるチェック体制の強化を図っているところ。</p> <p>今後も奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

			ある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)	
地域デザイン推進局	中和公園事務所	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件（契約額等合計21,457,600円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が5件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計19,100,400円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるため、会計規則の理解が十分でなかったことから、事務所内で勉強会等の知識研鑽を実施し、さらに契約案件、契約時期について、定期的に進捗状況を的確に管理するチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
	奈良公園事務所	令和7年 1月20日	<p>需用費の誤払いについて</p> <p>令和5年度の需用費について、金額を誤って支出した事例が1件（過少額10,307円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程において複数の職員によるチェック体制を整備することで、実効性のある内部統制の整備に取り組む。また、当該事務の誤りを職員に周知し注意喚起を行うことで再発防止に努めている。</p>

			<p>郵便切手の過大な保有について 令和5年度末の郵便切手の保有残高が、当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その総額が5万円を超えて多額(保有残高76,229円)となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の工事請負契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延し、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額12,841,400円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。(注意事項)</p>	<p>年度末の保有残高が多額にならないよう、使用予定数の把握及び郵便切手交付簿の残高確認を的確に行い、適正な郵便切手の保有に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成し、進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
教育委	教育研究所	令和7年 1月22日	<p>報酬及び費用弁償の誤支給について 令和2年度から令和5年度の報酬及び費用弁償について、事</p>	<p>今後は、関係法令に基づき適正な認定事務を行うとともに、</p>

員 会			<p>務処理を誤ったため、過大な支給となっていた事例が42件（過支給額合計106,980円）認められた。</p> <p>今後は、会計年度任用職員の給与等に関する規則に基づき、適正な支給事務の執行に努めるとともに、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度及び5年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件（契約額合計1,328,072円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計902,352円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>複数の担当者による検算やチェックリストを作成のうえ書類確認を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、適正な執行と再発防止に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
--------	--	--	---	--

奈良高等学校	令和7年 1月22日	<p>通勤手当の二重払いについて 令和5年度の通勤手当について、二重に支出していた事例が1件（支出額 31,780円）認められた。その後、事務担当者が誤りに気づき、所要の手続きを行っていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、各種手当の支出事務の適正な執行に努めるとともに、通勤手当の支給状況が確認できる一覧リストを作成して支払い状況を的確に管理するなど、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
国際高等学校	令和7年 1月22日	<p>通勤手当の誤認定について 通勤手当の支給について、認定を誤ったために、過少な支払いとなっていた事例が1件（支給不足額 25,920円）認められた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>通勤手当の支給について、運賃改正に伴う認定もれが一件認められた。 今後、自動車及びそれ以外の通勤方法で分けした一覧表を作成し、担当者と管理職で相互チェックを行う。</p>
奈良北高等学校	令和7年 1月22日	<p>高等学校等使用料の調定事務の遅延について 令和5年度の高等学校等使用料について、奈良県行政財産使用料条例施行規則で定められた納期限（毎年4月25日）を超過した後（4か月経過）に納入の通知を行っていた事例が2件（調定額合計 25,171円）認められた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県行政財産使用料条例施行規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 299,200円）認められた。</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県行政財産使用料条例施行規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、チェックリストを作成して執行状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
郡山高等学校	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 37,400円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれます。 (注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
磯城野高等学校	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計 77,000円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
橿原高等学校	令和7年 1月22日	<p>支出科目の誤りについて 令和5年度の備品購入について、経費の性質が備品購入代金であることから予算科目を備品購入費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件(契約額 49,984円)認め</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出科目の確認や支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェック</p>

		<p>られた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額56,100円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>リストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出科目の確認や支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>畝傍高等学校(かぐやま寮含む)</p>	<p>令和7年 1月22日</p>	<p>支払遅延による過年度支出の発生について</p> <p>地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和4年度の特別支援教育支援員の報酬(令和5年1月分、支給不足額5,935円)について、令和5年7月に令和5年度予算から支出して、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に</p>	<p>今後は、関係法令に基づき適正な認定事務を行うとともに、複数の担当者による検算や書類確認を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、適正な執行と再発防止に努める。</p>

		<p>取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度及び令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が5件(契約額432,905円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
王寺工業高等学校	令和7年 1月22日	<p>予算の不適切な執行管理について 令和5年度の図書の購入代について、予算令達額が不足していたが、予算の令達依頼等を行うことなく、正当ではない歳出科目(需用費その他)から支出していた事例が5件(契約額合計244,200円)認められた。うち3件(契約額合計145,200円)については、後に正当な歳出科目(備品購入費)に更正していたが、2件(契約額合計99,000円)については、更正していなかった。 今後は、奈良県予算規則に基づき予算の令達依頼等を適切に行うとともに、今後は適正な歳出科目で支出すべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額27,500円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に</p>	<p>今後は奈良県予算規則に基づき、予算の令達依頼等を適切に行うとともに、奈良県会計規則等に基づき、適正な歳出科目での支出を行うように努める。</p> <p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

		<p>基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
青翔高等学校	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額93,500円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
奈良南高等学校	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額61,820円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
十津川高等学校	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額49,280円)認められた。</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程において複数の職員によるチェック体制を整備することで、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p>

			<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
二階堂養護学校	令和7年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件(契約額81,840円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>	
警察本部	郡山警察署 令和7年 1月22日	<p>公用車使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷(合計4件、県側損害額合計33,233円、うち県側過失割合100%のもの4件)が認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>交通事故発生直後、関係職員から事故発生時の状況を詳細に聴取し、事故原因の検証をさせるとともに、いかなる時も交通法規を遵守し、安全運転を心掛けるよう指導した。</p> <p>また、署員研修等において、安全運転意識の徹底及び同乗者に対して周囲の安全確認の徹底を指示した。</p> <p>今後も、全署員に対して、あ</p>	

			らゆる機会を通じて、交通事故防止の指導を実施し、公用車使用中の事故防止に努める。
香芝警察署	令和7年 1月22日	<p>源泉所得税の納付遅延について</p> <p>令和5年度の謝金について、源泉徴収済みの源泉所得税の税務署への払出を行っていなかったことにより、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件（納付すべき額9,342円）認められた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>源泉所得税の納付に遅延が生じないように、財務会計システムから出力される収納状況一覧表を複数人で確認し、歳計外現金からの払出を速やかに行うことにより、適正な源泉徴収事務の執行に努める。</p>

ウ 財政的援助団体

所属名 (所管課名)	実施日	監査結果	措置の内容
地方独立行政 法人奈良県立 病院機構 (病院マネジ メント課)	令和7年 1月20日	<p>給与及び諸手当の誤支給について 総合医療センターにおける令和5年度の給与及び諸手当について、事務処理を誤ったため、過大な支給となっていた事例が3件(過支給額合計 507,578円)認められた。 今後は、地方独立行政法人奈良県立病院機構職員給与規程等に基づき、適正な支給事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>住民税の納付遅延について 総合医療センターにおいて、令和4年度及び令和5年度に職員から徴収した住民税(3件231,000円)について、納付先市町村を誤ったことにより住民税の納付が遅延していた事例が認められた。その態様の内訳は、本来納付すべき日からの遅延期間が①6か月未満の事例が2件、②6か月以上の事例が1件となっていた。 今後は、適正な住民税の特別徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>支払遅延に対する遅延利息の発生について 法人本部事務局における令和5年度のクラウドサービス利用料について、支払期限日を超過したため支払遅延に対する延滞利息が生じた事例が1件(延滞利息額23円)認められた。 今後は、地方独立行政法人奈良県立病院機構会計規程等に基づき、適時、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>経営改善の取組について 法人では県が示した第2期中期目標を受けて、令和元年度から令和5年度までの5年間の第2期中期</p>	<p>本件は特別休暇及び休職中等の職員に関して、支給誤りが生じた事案である。 今後は、前月(当月給与処理時)に翌月の復職予定者を抽出し、事務手続き状況を確認する。給与支払時に基本給の比較を行い前月と異なる職員の理由を確認する。特別休暇や休職に関する管理シートと給与チェックシートの突合を複数の職員で行い確認を徹底する等、適正な支給事務の執行に努める。</p> <p>本件は①人事給与システムへの住所地入力ミス。②退職時の一括徴収の納付先を1月1日時点でなく現住所地とした。ことにより誤った市町村へ納付していたため本来納付先への納付が遅延したものである。 ①システム入力時は届出と住民票でのダブルでチェックする。②退職時の住民税については、一括徴収又は普通徴収の作業手順についてマニュアルを整備しそれに基づき作業を実施することにより、住民税の適正な納付事務の執行に努める。</p> <p>奈良県立病院機構会計規程等に基づき、適正な事務の遂行に努めるとともに、契約案件、請求書の受領、支払予定を一覧できるチェックリストを作成して、進捗状況を的確に確認するなど、実効性のあるチェック体制を整え、適正な事務処理に努める。</p> <p>第2期中期目標期間中の経営状況は、新型コロナウイルス感染症入院病床確保のため一般病</p>

	<p>計画を策定し、それに基づいて経営に取り組んだ結果、同計画期間の収支は、56億4,700万円の純損失が発生する見込みに対し、それを下回る13億4,086万円の純損失の発生にとどまった。</p> <p>しかしながら、令和5年度の決算では前年度と比べ営業利益が31億5,276万円減少したため、25億8,446万円の営業損失が発生し、それに営業外収益及び営業外費用を含めると42億5,448万円の経常損失を計上することとなった。その結果、臨時損益を合わせた当期純損失は42億2,407万円で、令和5年度末の累積欠損金は137億3,920万円となり、前年度と比べると大きく増加することとなった。これは、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月に5類感染症になり、その関連補助金が大きく減額されたことによるほか、通常の医療提供体制への移行が進められつつあるものの、引き続き感染症に対応するためゾーニングなど感染対策による制約から病床稼働率がコロナ禍前の令和元年度の水準まで戻らず、医業収益が低迷していることが大きな原因となっている。その一方で、新型コロナウイルス感染症に対応しつつ通常の重症急性期の患者への対応を行うため人員の増を行ったことのほか、医療の高度化に伴う高額医薬品・診療材料の使用の増加や物価高騰による業務委託費の増加等により、短期借入金残額は43億円となり厳しい資金繰りとなっている。</p> <p>以上のことから、赤字構造の早期脱却、法人経営の持続可能性確保に向けた取組が早急に求められているところ、法人では令和6年度から5年を計画期間とする第3期中期計画を策定するとともに、令和5年度決算を踏まえた収支改善策を新たに策定して収益アップや費用適正化に向けた取組を進め、経営改善を図っていくこととしている。</p> <p>設立団体である県は、監督機能を十分発揮し、法人の自助努力による経営の立て直しが図られるよう、法人が提案する収支改善策を厳密に検証していくこととしている。</p> <p>赤字の要因については、今後さらに多方面から分析を行い、法人自ら</p>	<p>床が逼迫し入院や手術の制限が生じたため、令和2年度より中期計画に対する医業収支比率の大幅な悪化が見られたが、令和2年度から4年度まではコロナ関連補助金等により総損益はプラスとなっていた。しかし令和5年度の決算は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月に5類感染症になり、その関連補助金が大きく減額されたことによるほか、働き方改革等への対応に伴う職員数の増加による給与費の増、高度医療の増加等による材料費の増等により、約42億円の純損失を計上した。</p> <p>令和6年度決算については、第3期中期計画に基づく病床稼働率の向上に資する各種取組やコスト削減にかかる取組を順次進めた結果、前年度と比較して医業損益については約17億円、経常損益については約8億円改善したところである。</p> <p>更に、経営改善に向けた一層の取組を取りまとめた収支改善策を第3期中期計画に反映させるため、中期計画の変更を行い、令和7年6月県議会に提出し承認を得たところである。</p> <p>今後も引き続き中期計画に基づく各取組を進めるとともに、県とも適時適切に協議を進め、安定した経営の確保を早急に図り、最適な医療の提供など、病院機構に求められる役割を果たしてまいりたい。</p>
--	---	---

		<p>の努力で改善可能なものについては、収支改善策を見直すなどして、経営改善を着実に実行されたい。</p> <p>また、制度改正などの外部要因が経営に影響を及ぼす場合には、その解決に向けて県が主体性を発揮することを期待するとともに、法人においても、救急医療をはじめとする地域の医療提供体制の中で担っている役割やそれへの影響などについて県との認識合わせや協議を丁寧に行いながら適切な対応を図られたい。</p> <p>(意見事項)</p>	
<p>公立大学法人 奈良県立大学 (教育振興課)</p>	<p>令和7年 1月20日</p>	<p>物品の不適切な管理について</p> <p>平成13年度に県が寄贈を受け、奈良県立大学で保管されていた植物標本10,739点について、令和5年度に廃棄していた事例が認められた。</p> <p>今後は、再発防止に取り組むとともに、物品の適切な保管・管理を行うべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>公立大学法人奈良県立大学会計規程第35条等に基づき、固定資産や重要物品を取得したときは台帳に登録し、物件毎に使用責任者を定めて適切に管理を行うとともに、事務引き継ぎの適正化を図り、再発防止に取り組む。</p>